障害者福祉システムに関して内閣総理大臣及び厚生労働大臣が定める機能要件の標準の細目並びに実装区分及び適合基準日並びに帳票要件の標準の細目並びに実装区分及び適合基準日その他書面の出力に際し必要な事項の一部を改正する件

○内閣府厚生労働省告示第八号

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令第十二条各号に規定する事務の処理に係るシステムに必要とされる機能等に関する標準化基準を定める命令（令和八年内閣府・厚生労働省令第十六号）第四条及び第五条の規定に基づき、障害者福祉システムに関して内閣総理大臣及び厚生労働大臣が定める機能要件の標準の細目並びに実装区分及び適合基準日並びに帳票要件の標準の細目並びに実装区分及び適合基準日その他書面の出力に際し必要な事項（令和八年内閣府・厚生労働省告示第五号）の一部を次のように改正する。

令和八年十月二十九日

内閣総理大臣　高市　早苗

厚生労働大臣　上野賢一郎

別表第一及び別表第三を次のように改める。

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課に備え置いて縦覧に供するとともに、厚生労働省のホームページに掲載する。）